

拡声放送に関する規制の見直しについて

平成29年6月27日
函館市環境部環境対策課

1

1 見直しの考え方

拡声放送の規制

騒音規制法第28条に基づき、函館市公害防止条例
第3章第2節において規定

条例制定から40年以上が経過

現在の市の実情に応じた規制となっているか検討する

騒音規制法＜抜粋＞

（深夜騒音等の規制）

第二十八条 飲食店営業等に係る深夜における騒音，拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制については，地方公共団体が，住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは，当該地域の自然的、社会的条件に応じて，営業時間を制限すること等により必要な措置を講ずるようしなければならない。

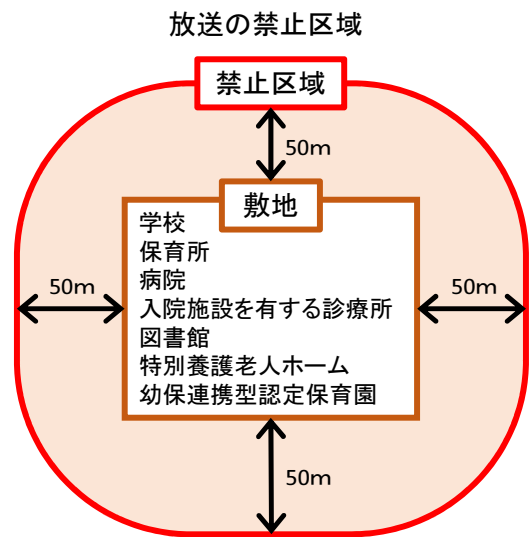
2 拡声放送に関する規制の概要

(1) 拡声放送の制限 [条例第31条]

- ① 商業宣伝を目的として拡声機を使用する放送の禁止区域を設定
- ② 何人も、航空機から機外に向けて拡声放送を行ってはならない。
- ③ 何人も拡声放送については、使用の時間および場所ならびに音量等について規則別表第8で定める事項を遵守しなければならない。

※ ③の拡声放送は、次に掲げるとおりとする。

- ア 拡声機(携帯用のものおよび拡声機を内蔵する音響機器類を除く。)を屋外において使用する放送
- イ 拡声機を屋内に設置して屋外に向けて使用する放送(拡声機が家屋の外壁から屋内に2メートル以上の距離に設置している場合を除く。)



拡声放送に係る基準 [規則別表第8]

区域区分	時間区分	午前8時から午後7時(第3種区域においては午後10時)まで	摘要
第1種区域		50デシベル	午後7時(第3種区域においては午後10時)から翌日の午前8時まででは使用しないこと。
第2種区域		60デシベル	
第3種区域		70デシベル	
第4種区域		70デシベル	

3

(2) 勧告および命令 [条例第32条]

拡声放送の制限に対する違反行為者

期限を定めて、当該違反行為の停止
その他必要な措置を勧告

勧告に従わない場合

期間を定めて、当該違反行為の停止、
騒音防止方法の改善を命令

(3) 商業宣伝を目的とする拡声放送の届出 [条例第33条]

商業宣伝を目的として拡声放送を行なう者は、市長に届け出なければならない。

(4) 適用除外 [条例第34条]

(1)の②および③の規定は、次に掲げる公共のための拡声放送については適用しない。

- ① 国および地方公共団体が、行政上の目的で行なう放送
- ② 災害時における広報の目的で行なう放送
- ③ 公職選挙法に基づく選挙運動の目的で行なう放送
- ④ ①～③に掲げる場合のほか、商業宣伝以外の目的で一時的に行なう放送

4

3 北海道の拡声放送に関する規制との比較

北海道公害防止条例第69条の規定により、市町村が条例で拡声機の使用等に関する規制等に相当する規定を定めたときは、当該市町村の区域については、北海道公害防止条例の規定は適用しない。

拡声機の使用に関する規制の比較

区分	函館市公害防止条例	北海道公害防止条例
商業宣伝を目的とした拡声機の使用禁止区域	規定あり	規定あり
航空機から機外に向けての拡声放送の禁止	規定あり	規定あり
拡声機の使用禁止時間帯	PM7:00(第3種区域はPM10:00)～翌日AM8:00	PM7:00～翌日AM9:00(日曜祝日はAM9:30)
拡声機の音量	第1種区域 50デシベル 第2種区域 60デシベル 第3種区域 70デシベル 第4種区域 70デシベル	規定なし
商業宣伝目的の拡声機の使用方法	規定なし	同一場所で使用する場合、1回の使用時間は10分以内とし、1回使用するごとに10分以上休止する。
商業宣伝を目的とする拡声放送の届出	規定あり	規定なし
違反行為に対する勧告	規定あり	規定あり
勧告に従わないときの命令	規定あり	規定なし
命令違反に対する罰則	罰金5万円	規定なし

5

4 他都市の拡声放送に関する規制の状況

(1) 道内主要都市(10市)

市条例により拡声放送制限時間を定めている **6市／10市(60%)**

うち、商業宣伝を目的とする拡声放送を届出制としている **4市／ 6市(67%)**

自治体名	届出	拡声放送禁止時間	備考	基準違反に対し		
	商業宣伝 拡声放送			勧告	命令	罰則
函館市	○	PM7:00 ～ AM8:00	第3種区域は, PM10:00から	○	○	5万円
札幌市	○	PM7:00 ～ AM8:00	第3種区域の固定放送は, PM10:00から		○	5万円
旭川市		PM10:00 ～ AM8:00			○	3万円
小樽市	○	PM7:00 ～ AM8:00	第3種区域は, PM10:00から		○	10万円
苫小牧市		PM7:00 ～ AM9:00	日曜祝日は, AM10:00まで	○		
江別市	○	PM7:00 ～ AM8:00	第3種区域は, PM10:00から		○	10万円

《北海道公害防止条例適用》

室蘭市		PM7:00 ～ AM9:00	日曜祝日は、AM9:30まで	○		
釧路市						
帯広市						
北見市						

6

【参考1】近隣の市町

自治体名	届出	拡声放送禁止時間	備考	基準違反に対し		
	商業宣伝 拡声放送			勧告	命令	罰則
北斗市	○	PM7:00 ~ AM9:00	日曜祝日は、AM9:30まで	○		

《北海道公害防止条例適用》

七飯町		PM7:00 ~ AM9:00	日曜祝日は、AM9:30まで	○		
-----	--	-----------------	----------------	---	--	--

【参考2】都道府県の拡声放送に関する規制

47都道府県のうち44都道府県において条例で拡声放送に関する規制あり

- ① 地上における拡声機の規制 39都道府県
- ・うち、定置式と車両等登載を区分して規制 16都県
 - 定置式と車両等登載を区分しないで規制 22道府県
 - 定置式のみを規制 1県
 - ・時間規制 36都道府県
 - ・音量規制 29都府県
- ② 航空機からの拡声機の規制 41都道府県
- うち、全面禁止 16都道県

7

(2) 中核市(48市)

市条例により拡声放送制限時間を定めている 14市／48市(29%)

うち、商業宣伝を目的とする拡声放送を届出制としている 2市／14市(14%)

自治体名	届出	拡声放送禁止時間	備考	基準違反に対し		
	商業宣伝 拡声放送			勧告	命令	罰則
函館市	○	PM7:00 ~ AM8:00	第3種区域は、PM10:00から	○	○	5万円
旭川市		PM10:00 ~ AM8:00			○	3万円
高崎市	○	PM6:00 ~ AM8:30	商業宣伝目的に限る。			
船橋市		PM7:00 ~ AM10:00	商業宣伝目的に限る。	(警告)	○	20万円
柏市		PM7:00 ~ AM8:00		(警告)	○	20万円
金沢市		PM8:00 ~ AM9:00	商業宣伝目的に限る。 移動式店舗は、PM11:00~AM7:00	○	○	10万円
長野市		PM8:00 ~ AM8:00	商業宣伝目的に限る。	○	○	10万円
大津市		PM8:00 ~ AM9:00	商業宣伝目的に限る。 日曜祝日は、~AM10:00, PM7:00~		○	3月懲役 30万円
豊中市		PM7:00 ~ AM10:00		(警告)	○	3月懲役 10万円
高槻市		PM8:00 ~ AM9:00	商業宣伝目的に限る。 日曜祝日は、AM10:00まで	(警告)	○	3月懲役 20万円
姫路市		PM10:00 ~ AM6:00	移動用拡声機は、PM8:00~AM7:00	○		
大分市		PM8:00 ~ AM9:00	商業宣伝目的に限る。	○	○	10万円
鹿児島市		PM7:00 ~ AM8:00	商業宣伝目的に限る。		○	3月懲役 5万円
那覇市		PM8:00 ~ AM9:00	商業宣伝目的に限る。	○	○	

8

5 函館市において屋外で開催される主なイベント

イベント名	場 所	開催月(期間)	時間帯	市条例での取扱い
恵山 つつじまつり	恵山山麓	5月(イベント開催1日)	14:00～21:30	区域外
南茅部 ひろめまつり	臼尻漁港	6月(1日)	14:00～21:30	区域外
函館マラソン	市内一円	7月(1日)	8:30～14:30	適用除外
市民創作 函館野外劇	五稜郭公園	7～8月(8日間)	19:30～20:40	適用除外
ワッショイ はこだて	十字街・松風コース 堀川・五稜郭コース	8月(2日間)	16:30～21:30	第3種区域
はこだて国際 民俗芸術祭	元町公園等	8月(7日間)	14:00～21:30	適用除外

9

6 規制時間外の拡声放送により市に寄せられた苦情

- ・早朝における食料品の移動販売車による放送 → 行政指導
- ・操作ミスにより夜間においても街頭放送が流れている → 行政指導
- ・早朝のフェリーターミナルにおける場内放送
→ 市条例に定める区域外のため、協力依頼

【参考】日中、店頭におけるハンドマイクでの客の呼び込み
→ ハンドマイクは規制対象外のため、協力依頼

7 改正案

(1) 拡声放送を禁止している時間帯を変更する。

例)・現行PM7:00～**AM8:00**

→ ①PM7:00～**AM6:00**[環境基準の時間区分※に合わせる]

②PM7:00～**AM7:00**[現行と環境基準の時間区分※の中間点]

③PM7:00～AM8:00 (**移動式店舗はAM7:00**) [中核市の事例あり]

・現行**PM7:00**～AM8:00

→ ④**PM8:00**～AM8:00 [中核市の事例あり]

⑤**PM10:00**～AM8:00 [環境基準の時間区分※に合わせる]

※ 道路交通騒音等に係る環境基準の時間区分

昼間[午前6時～午後10時] 夜間[午後10時～午前6時]

(2) 規制の適用を除外する放送として、短期間の祭礼その他の地域慣習となっている一時的な行事で行う放送を明確に規定する。

(3) 商業宣伝を目的とする拡声放送の届出制を廃止する。または移動式店舗に限り届出制を廃止する。

(4) 移動式店舗において、停車中の放送時間を制限する。

(5) 規制基準に違反している場合は、勧告なしで命令措置を行う。

11